

「スチュワードシップ・コードの改訂案について」の意見

議決権行使助言会社に対しては、日本における人的・組織的体制の整備が依然として不十分であることに加え、助言内容が画一的な基準の適用に終始し、個々の企業の状況を実質的に評価していないことについて課題意識がある。

日本において引き続き、議決権行使が適切に行われ、企業の中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を目指すためには、より一層実効性をもった規制が望まれる。その中で、指針 8-2 の改訂案については、議決権行使助言会社の日本拠点における十分かつ適切な人的・組織的体制の整備を新たに求めるものと理解しており、必要な見直しであると考えます。

他方で、議決権行使助言会社は、企業の開示情報に基づくばかりでなく、自ら企業と積極的に意見交換を行ったうえで、助言を行うべきである。その際、インベストメント・チェーンを担う一角として、企業価値向上に資する対話を行い、画一的な基準のみをもとに、賛否の推奨をすべきでない。また、助言の対象となる企業から求められた場合に、当該企業に対して、前提となる情報に齟齬がないか等を確認する機会を与え、当該企業から出された意見も合わせて顧客に提供すべきである。これらの趣旨を指針 8-3 に反映すべく、以下のとおり修正いただきたい。

「議決権行使助言会社は、機関投資家が適切に議決権を行使できるよう、企業の開示情報に基づくばかりでなく、自ら企業と積極的に意見交換を行ったうえで、助言を行うべきである。その際、インベストメント・チェーンを担う一角として、企業価値向上に資する対話を行い、画一的な基準のみをもとに、賛否の推奨をすべきでない。助言の対象となる企業から求められた場合に、当該企業に対して、前提となる情報に齟齬がないか等を確認する機会を与え、当該企業から出された意見も合わせて顧客に提供することで、助言の前提となる情報の正確性や透明性の確保に努めるべきである。」

以上